
日田市新清掃センター整備・運営事業
基本契約書（案）

令和6年1月

日田市

日田市新清掃センター整備・運営事業 基本契約書

日田市（以下「発注者」という。）と【応募企業又は応募グループ（「代表企業」である○及び「協力企業」である○及び○をいう。）（以下「受注者」という。）は、日田市新清掃センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本契約（以下「本基本契約」という。）を締結する。

なお、本基本契約において使用される用語は、本基本契約に特段の規定がある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、日田市新清掃センター整備・運営事業入札説明書において定義された意味を有する。

【本基本契約の対象となる事業の表示】

- 1 事業名 日田市新清掃センター整備・運営事業
- 2 事業場所 大分県日田市山田町
- 3 事業期間 自 **事業契約締結日**（本契約としての成立日をいう。以下同じ。）の翌日
至 令和29年3月31日
設計・施工期間：事業契約締結日の翌日から令和9年12月31日まで
運営期間：令和10年1月1日から令和29年3月31日まで
運営準備期間：事業契約締結日の翌日から令和9年12月31日まで
- 4 契約保証金
 - (1) 日田市新清掃センター整備・運営事業建設工事請負契約（以下「**建設工事請負契約**」という。）に係る契約保証金
請負代金額の10分の1以上に相当する金額
 - (2) 日田市新清掃センター整備・運営事業運営業務委託契約（以下「**運営業務委託契約**」という。）に係る契約保証金
運営業務委託料の総額を19.25で除した額の10分の1以上に相当する金額
- 5 本基本契約に付随する契約
 - (1) 発注者と[]/[]建設工事共同企業体（以下「**建設事業者**」という。）との間で締結される建設工事請負契約
 - (2) 発注者と[]/[]業務委託共同企業体（以下「**運営事業者**」という。）との間で締結される運営業務委託契約本基本契約及び上の各号に掲げる契約は、不可分一体なものとして、本事業における事業契約を構成する（以下総称して又は個別に「**事業契約**」という。）。

上記本事業について、本基本契約の当事者は、各々対等な立場における合意に基づいて、日田市契約規則及び以下に定める契約条項によって、公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本基本契約は仮契約であって、建設工事請負契約の締結について日田市議会の議決を得た日に本契約として成立することを確認する。建設工事請負契約の締結について、日田市議会の議決を得られなかった場合は、この仮契約を無効とし、その場合において発注者は一切の責任を負わない。

本基本契約の証として本書[]通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保持する。

令和 年 月 日

発注者 大分県日田市田島2丁目6番1号
日田市
代表者 日田市長 椋野 美智子 印

受注者 (代表企業)
住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

(協力企業)
住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

(協力企業)
住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

日田市新清掃センター整備・運営事業 基本契約書

目 次

第1条	(目的等)	1
第2条	(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	1
第3条	(事業の概要等)	1
第4条	(入札説明書等の優先順位)	1
第5条	(役割分担)	1
第6条	(共同企業体の組成)	1
第7条	(事業契約)	2
第8条	(設計・施工業務)	3
第9条	(運營業務)	3
第10条	(再委託等)	3
第11条	(事故、故障等の発生時の対応)	3
第12条	(本施設の維持管理、保守、更新に係る協力)	4
第13条	(受注者を構成する各当事者間の調整)	4
第14条	(本施設における電気事業法上の責任等)	4
第15条	(共同企業体の解散時に対する措置)	4
第16条	(権利義務の譲渡の禁止)	5
第17条	(損害賠償)	5
第18条	(契約の不調)	5
第19条	(有効期間)	5
第20条	(秘密保持)	5
第21条	(個人情報の保護)	6
第22条	(準拠法及び管轄裁判所)	7
第23条	(補則)	7

(目的等)

第1条 本基本契約は、発注者及び受注者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第2条 受注者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 発注者は、本事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(事業の概要等)

第3条 本事業の概要は、別紙1第1項記載のとおりとする。

2 本事業の日程は、別紙1第2項記載の日程（以下「**事業日程**」という。）のとおりとする。

3 本事業において設計・施工及び運営する日田市新清掃センター（以下「**本施設**」という。）の概要は、別紙1第3項のとおりとする。

(入札説明書等の優先順位)

第4条 本基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約、**質問回答書**（入札説明書等に関する質問への回答書（第1回）、入札説明書等に関する質問への回答書（第2回）及び対面的対話結果（議事録）を総称していう。以下同じ。）、要求水準書、入札説明書、入札提案書類の間に齟齬がある場合、本基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約、質問回答書、要求水準書、入札説明書、入札提案書類の順にその解釈が優先するものとする。ただし、発注者と受注者が協議の上、入札提案書類の記載内容が要求水準書を上回ると確認した場合には、当該部分については入札提案書類が要求水準書に優先するものとする。

2 受注者が本事業の入札説明書に基づき提出した入札提案書類に記載された内容は、受注者に履行義務があるものとする。ただし、発注者の判断により履行義務としない場合がある。

3 発注者及び受注者は、日田市新清掃センター整備・運営事業者選定委員会が受注者の入札提案書類に対して示した要望、指摘等を実現するよう努めるものとする。

(役割分担)

第5条 本事業の実施において、受注者を構成する各当事者は、それぞれ、次の各号及び別紙2（提案による）に定める役割及び業務実施責任を負うものとし、その責任の範囲内において本事業を実施するものとする。

(1) 本施設の設計に関する一切の業務及び本施設の建設に関する一切の業務（以下「**設計・施工業務**」という。）は、建設事業者がこれを請け負う。

(2) 本施設の運営（運転、維持管理、補修、更新等を含むがこれに限らない。）に関する一切の業務（以下「**運營業務**」という。）は、運営事業者がこれを受託する。

(共同企業体の組成)

第6条 建設事業者は、建設事業者が複数の企業により構成される場合、設計・施工業務を請け負うにあたり、特定建設工事共同企業体（以下「**建設共同企業体**」という。）を組成することができる。

2 運営事業者は、運営事業者が複数の企業により構成される場合、運營業務を受託するにあたり、特定業務委託共同企業体（以下「**運営共同企業体**」という。）を組成することができる。

3 建設事業者又は運営事業者は、第1項又は前項の定めるところに従い建設共同企業体又は運営共同企業体を組成した場合には、当該共同企業体の組成及び運営に関し共同企業体協定書を締結の上、

その原本証明付写しを発注者に提出するものとする。

- 4 建設事業者又は運営事業者は、前項に規定する共同企業体協定書に変更があったときは、その都度遅滞なく、変更後の共同企業体協定書の原本証明付写しその他変更内容を証する書面を併せて発注者に提出するものとする。

(事業契約)

- 第7条** 発注者と建設事業者とは、設計・施工業務に関し、建設工事請負契約を本基本契約の締結日付で締結する。
- 2 発注者と運営事業者とは、運營業務に関し、運營業務委託契約を本基本契約の締結日付で締結する。
 - 3 発注者は、本事業に関し、受注者を構成する各当事者の全部又は一部が入札説明書において定められた入札参加資格を欠くこととなった場合又は次の各号のいずれかに該当するときは、事業契約を解除することができる。
 - (1) 事業契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「**独占禁止法**」という。）第3条若しくは第19条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）又は第20条の2から第20条の6の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「**納付命令**」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条、第8条の2若しくは第20条の規定に基づく**排除措置命令**（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「**受注者等**」という。）に対して行われたときは受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「**納付命令又は排除措置命令**」という。）において、事業契約に関し、独占禁止法第3条、第8条第1号若しくは第5号又は第19条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、事業契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 事業契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員または使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) **暴力団**（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本条において同じ。）又は**暴力団員**（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下本条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
 - (6) 他の事業契約が受注者のうち当該事業契約の当事者となる者の責めに帰すべき事由により解除されたとき。
 - 4 発注者は、受注者を構成する各当事者の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するときは、事業契約を解除することができる。
 - (1) **役員等**（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注

者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下本号において同じ。)が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第6号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(設計・施工業務)

第8条 建設事業者は、設計・施工業務を、建設工事請負契約、質問回答書、要求水準書、入札説明書及び入札提案書類に基づき実施するものとする。

- 2 建設事業者は、建設工事請負契約の本契約としての成立後、速やかにその業務に着手し、令和9年9月30日までに本施設を完成させ、発注者に引き渡す。

(運營業務)

第9条 運營業業者は、運營業務を、運營業務委託契約、質問回答書、要求水準書、入札説明書及び入札提案書類に基づき実施するものとする。

- 2 運營業業者は、運営期間の開始日までに運営準備を実施し、運営期間における運營業務を実施する。
- 3 発注者及び受注者は、別紙1第2項に記載された事業日程にかかわらず、運営期間の始期について協議することができ、合理的な理由により協議が整った場合は、運営期間の始期を変更することができる。
- 4 運營業業者は、運營業務委託契約により委託を受ける業務を実施するための人員を、自らの責任で確保しなければならない。

(再委託等)

第10条 建設工事請負契約又は運營業務委託契約に基づき請け負い又は受託した業務に関し、建設事業者又は運營業業者は、合理的に必要と認められる部分につき、建設工事請負契約又は運營業務委託契約の定めるところに従って第三者に請け負わせ、又は委託することができるものとする。

(事故、故障等の発生時の対応)

第11条 運營業業者は、運営期間中において、本施設につき事故、故障等の異常事態が発生した場合、運營業務委託契約第34条の規定に従い、本施設の運転を停止し、又は監視を強化し、その他異常事態に至った原因の究明及びその責任の所在の分析等を行う。

- 2 受注者を構成する各当事者は、別紙3に示す協議ルールに従い、運營業業者が発注者に対して速やかに次項に定める異常事態に関する報告又は協議の申し入れを行うことを可能とするために、協

議を行うものとする。受注者を構成する運営事業者以外の各当事者は、当該協議の結果に基づき、運営事業者の行う原因の究明及び責任の所在の分析等に協力しなければならない。

- 3 運営事業者は、合理的な理由のない限り、第1項に定める異常事態の発生から〔2週間以内〕（事業者提案）に、発注者に対して、当該異常事態に関する報告又は協議の申し入れを行わなければならない。ただし、緊急を要する事態については、即時に報告しなければならない。
- 4 前項に定める報告又は協議の申し入れに係る期限内に、運営事業者が発注者に対する報告又は協議の申し入れを行わなかった場合、かかる報告又は協議の申し入れの不履行は、当該異常事態の発生に係る責任の所在の如何にかかわらず、運営事業者の債務不履行を構成するものとする。

（本施設の維持管理、保守、更新に係る協力）

第12条 建設事業者は、本施設の維持管理、保守、更新について、本施設に係る部品の供給（事業期間中における部品の確保を含む。）、本施設の補修の支援等、運営事業者に対して適切な協力を行うものとする。

（受注者を構成する各当事者間の調整）

- 第13条** 受注者を構成する各当事者間において、本事業に係る業務の役割分担等に問題が生じた場合は、各当事者は、代表企業による調整に協力しなければならない。
- 2 受注者を構成するいずれか又は複数の当事者の責めに帰すべき事由によって、受注者を構成する他の当事者に損害が発生した場合は、各当事者間で解決するものとし、損害を被った当事者は、発注者に対して損害の賠償を求めることはできない。

（本施設における電気事業法上の責任等）

- 第14条** 発注者及び受注者は、本施設において受注者が、電気事業法（昭和39年法律第170号）に定められた法令上の責任を負うとともに、当該責任を果たすための権限を有することを確認する。
- 2 前項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に関し、次の各号に掲げる事項を、本事業の実施において遵守することを確認する。
 - (1) 受注者は、発注者から委託を受けた本施設の**自家用電気工作物**（電気事業法第38条第4項に定義される自家用電気工作物。以下本条において同じ。）について、電気事業法第39条第1項の義務を果たすものとする。
 - (2) 自家用電気工作物を設置する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気事業法第43条第1項の規定に従って選任された主任技術者（以下「**主任技術者**」という。以下本条において同じ。）の意見を尊重する。
 - (3) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、主任技術者として選任された者がその保安のためにする指示に従う。
 - (4) 主任技術者として選任された者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行う。

（共同企業体の解散時に対する措置）

- 第15条** 建設事業者が建設共同企業体である場合において建設共同企業体が解散した場合も、建設共同企業体を構成する者は、連帯して本基本契約において建設事業者が負うものとされる義務及び責任を負うものとする。
- 2 運営事業者が運営共同企業体である場合において運営共同企業体が解散した場合も、運営共同企業体を構成する者は、連帯して本基本契約において運営事業者が負うものとされる義務及び責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第16条 発注者及び受注者は、相手方の事前の書面による承諾なく、本基本契約上の権利義務及び契約上の地位につき、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分（これらの予約も含む。）をしてはならない。

2 発注者又は受注者が前項の規定に違反して本基本契約上の権利につき譲渡その他の処分をしたときは、相手方は、直ちに事業契約を解除することができる。

(損害賠償)

第17条 本基本契約の各当事者は、本基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。この場合において、受注者を構成するいずれかの当事者の債務不履行に起因して発注者に損害を与えた場合には、受注者は、発注者に対し、連帯してその損害の一切を賠償するものとする。

(契約の不調)

第18条 事由の如何を問わず、建設工事請負契約又は運營業務委託契約の少なくともいずれかが本契約として成立に至らなかった場合には、本基本契約に別段の定めがない限り、発注者及び受注者のうち当該契約の当事者となるべき者が当該契約の締結又は履行の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

2 前項にかかわらず、受注者の責めに帰すべき事由により、建設工事請負契約又は運營業務委託契約の少なくともいずれかが本契約として成立に至らなかった場合には、受注者は、発注者に対して、本事業の落札金額（落札者の入札金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じた額を加算した額）の10分の1に相当する金額の違約金を支払う義務を連帯して負担するものとする。

3 前項の違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、当該建設工事請負契約又は運營業務委託契約の本契約不成立により発注者が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について発注者が受注者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる受注者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。

(有効期間)

第19条 本基本契約の有効期間は、その締結日を始期とし、事業期間の満了日（令和29年3月31日）を終期とする期間とし、当該期間内において当事者を法的に拘束するものとする。

2 前項の定めにかかわらず、本基本契約を除く事業契約の全てが終了した日をもって本基本契約は終了するものとする。ただし、本基本契約の終了後も、前二条、次条及び第21条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、本基本契約の終了時において既に発生していた義務若しくは責任、又は本基本契約の終了前の作為・不作為に基づき本基本契約の終了後に発生した本基本契約に基づく義務若しくは責任は、本基本契約の終了によっても免除されないものとする。

(秘密保持)

第20条 発注者及び受注者は、本基本契約又は本事業に関連して相手方から受領した情報（以下「**秘密情報**」という。）を秘密として保持するとともに、秘密情報につき責任をもって管理し、本基本契約の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本基本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

(1) 開示の時に公知である情報

(2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

- (3) 開示の後に発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 開示の後に開示した当事者の責めに帰すべき事由により公知となった情報
 - (5) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
 - (6) 発注者及び受注者が本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の定めにかかわらず、発注者及び受注者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 発注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合
- 4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

(個人情報の保護)

第21条 受注者は、本基本契約の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び日田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月21日条例第28号）の規定に従い、発注者が提供した資料等に記載された個人情報及び当該情報から受注者が作成又は取得した個人情報（以下「個人情報」という。）の適切な管理のために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏洩、毀損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- (2) 本基本契約の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- (3) 個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。
- (4) 発注者の指示又は承諾があるときを除き、発注者から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。
- (5) 個人情報の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と受注者の指定する者の間で行うものとする。
- (6) 本基本契約の履行が完了したときは直ちに、個人情報が記録された文書等を発注者に引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。
- (7) 本事業に係る業務に従事する者に対し、当該業務に従事している期間のみならず、従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用しない等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- (8) 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置き、発注者に報告しなければならない。
- (9) 本条各号に違反する事態が生じたとき若しくは生ずるおそれがあることを知ったとき、又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。
- (10) 受注者の責めに帰すべき事由により、個人情報が漏洩又は破損する等、発注者又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第22条 本基本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

2 発注者及び受注者は、本基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、第一審の専属的合意管轄裁判所を大分地方裁判所とすることに合意する。

(補則)

第23条 本基本契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

本事業の概要

1 本事業の概要

1) 事業名称

日田市新清掃センター整備・運営事業

2) 公共施設等の概要

所在地 大分県日田市山田町

面積 全体事業区域：6.9819ha

3) 事業方式

DBO（Design-Build-Operate）方式

2 事業日程

1) 事業契約（仮契約）締結

令和[]年[]月[]日

2) 建設工事着手

契約締結日（本契約としての成立日）

3) 運営業務開始

令和10年1月1日

4) 運営業務終了

令和29年3月31日

3 施設の概要

施設の種類	概 要	
エネルギー回収型 廃棄物処理施設	処理方式	全連続燃焼式焼却炉（ストーカ方式）
	処理能力	62 t / 日（31 t / 24 h × 2 炉）
	処理対象物	可燃物、マテリアルリサイクル推進施設からの可燃性の選別残渣、生ごみ処理施設からの残渣、死亡小動物、可燃性粗大ごみ（切断処理後、焼却）
マテリアルリサイクル推進施設	処理方式	保管・選別
	処理能力	不燃物 : 6.0 t / 日 埋立ごみ : 0.2 t / 日 資源物 : 0.8 t / 日
	処理対象物	不燃物（空き缶、缶以外のカナモノ、びん・ペットボトル、有害物）、埋立ごみ、資源物（紙類、布類、リターナブルびん、発泡スチロール）

以 上

別紙2（第5条関係）

本事業の実施体制図、役割分担

【事業者提案により記載する。】

以 上

異常事態発生時における受注者の協議ルール

【事業者提案により記載する。】

以 上